

さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

令和8年 **7** 月 **1** 日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市条例第44号

さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団員等公務災害補償条例（平成13年さいたま市条例第283号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（葬祭補償） 第21条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	（葬祭補償） 第21条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第21条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じたさいたま市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、この条例による改正前のさいたま市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第21条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第9条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例

第21条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。